

# 大伴家持と白雪応詔歌群

## —君臣和楽の歌の形成をめぐる—

大谷 歩

### 一 はじめに

天平十八年（七四六）正月に白雪が多く降り積もったことから、橘諸兄らは元正太上天皇の御在所の雪掃きに奉仕した。大伴家持は、その折に開かれた肆宴での五首の応詔歌を取りまとめ、卷十七に収録している。この時に太上天皇は橘諸兄らに「汝諸王卿等、聊賦此雪各奏其歌」という詔を下したという。その肆宴には家持も加わり、詔に応える歌を奏上している。ここには、太上天皇と橘諸兄ら臣下とによる、君臣和楽の歌の場が成立していることが知られる。

十八年の正月に、白雪多に降りて、地に積むこと数寸なりき。時に、左大臣橘卿、大納言藤原豊成朝臣と諸王臣等とを率て、太上天皇の御在所〔中宮の西院〕に参入りて、掃雪に供へ奉りき。ここに詔を降して、大臣参議と諸王とは、大殿の上に侍はしめ、諸卿大夫は南の細殿に侍はしめたまひて、すなはち酒を賜ひて肆宴したまふ。勅して曰はく「汝諸王卿等、聊かにこの雪を賦して各々その歌を奏せ」との

りたまふ。

左大臣橘宿禰の、詔に応へたる歌一首

A 降る雪の白髪までに大君に仕へまつれば貴くもあるか

（卷十七・三九二二）

紀朝臣清人の、詔に応へたる歌一首

B 天の下すでに覆ひて降る雪の光を見れば貴くもあるか

（同・三九二三）

紀朝臣男梶の、詔に応へたる歌一首

C 山の峽其処とも見えず一昨日も昨日も今日も雪の降れば

（同・三九二四）

葛井連諸会の、詔に応へたる歌一首

D 新しき年のはじめに豊の年しるすとならし雪の降れるは

（同・三九二五）

大伴宿禰家持の、詔に応へたる歌一首

E 大宮の内にも外にも光るまで降れる白雪見れど飽かぬかも

（同・三九二六）

藤原豊成朝臣、巨勢奈豆麻呂朝臣、大伴牛養宿禰、藤

原仲麻呂朝臣、三原王、智奴王、船王、邑知王、小田

王、林王、穗積朝臣老、小治田朝臣諸人、小野朝臣綱

手、高橋朝臣国足、太朝臣徳太理、高丘連河内、秦忌

寸朝元、檜原造東人。

右の件の王卿等、詔に応へて歌を作り、次によりて奏しき。登時その歌を記さずして漏失せり。ただ秦忌寸朝元は、左大臣橘卿諱れて云はく「歌を賦するに堪へずは麝を以ちて贖へ」といへり。此に因りて黙已をりき。

十八年正月、白雪多零、積地数寸也。於時、左大臣橘卿率大納言藤原豊成朝臣及諸王臣等、参入太上天皇御在所〔中宮西院〕、供奉掃雪。於是降詔、大臣参議并諸王者、令侍于大殿上、諸卿大夫者令侍于南細殿、而則賜酒肆宴。勅曰、汝諸王卿等、聊賦此雪各奏其歌。

左大臣橘宿祢应詔歌一首

A 布流由吉乃 之路髮麻泥余 大皇余 都可倍麻都礼婆 貴  
久母安流香

紀朝臣清人、应詔歌一首

B 天下 須泥余於保比氏 布流雪乃 比加里乎見礼婆 多數  
刀久母安流香

紀朝臣男梶、应詔歌一首

C 山乃可比 曾許登母見延受 乎登都日毛 昨日毛今日毛  
由吉能布礼々婆

葛井連諸会、应詔歌一首

D 新年乃婆自米余 豊乃登之 思流須登奈良思 雪能敷礼

流波

大伴宿祢家持、应詔歌一首  
E 大宮能 字知余毛刀余毛 比賀流麻泥 零流白雪 見礼杼  
安可奴香聞

藤原豊成朝臣 巨勢奈弓麻呂朝臣

大伴牛養宿祢 藤原仲麻呂朝臣

三原王 智奴王

船王 邑知王

小田王 林王

穗積朝臣老 小治田朝臣諸人

小野朝臣綱手 高橋朝臣国足

太朝臣德太理 高丘連河内

秦忌寸朝元 檜原造東人

右件王卿等、应詔作歌、依次奏之。登時不記其歌漏失。

但秦忌寸朝元者、左大臣橘卿諱云、靡堪賦歌以麝贖之。因此黙已也。<sup>1)</sup>

序文に述べられるように、大雪が降り積もった日に、橘諸兄は諸王卿らを率いて元正太上天皇の御在所で雪掃きを行った。その奉仕に対して太上天皇は肆宴を賜り、その上で彼らに、雪を題とした歌を奏上せよと勅したという。この時奏上された、橘諸兄・紀清人・紀男梶・葛井諸会と家持自身の歌を含めた五首の应詔歌が記録され

ている。この五首は「降る雪」を共通の話題としており、「汝諸王卿等、聊かにこの雪を賦して各々その歌を奏せ」という元正太上天皇の勅に添うものである。Aの諸兄の歌は、雪の白色を白髪に見立て、白髪になるまで末永くお仕えしようと、雪掃きの奉仕から太上天皇に對する奉仕への転換が意図されている。これは、君臣和楽を意識した、応詔歌の冒頭を飾るのにふさわしい内容として詠まれている。Bの紀清人の歌では、「降る雪」が天下を覆う如く降りしきっていることを詠み、雪の光の貴さから太上天皇の威光へと転換して、聖君を讚美している。ここにも、君臣和楽を志向する態度がみられる。Cの紀男梶の歌では、山峡がどこであるかも見えないほどに、一昨日も昨日も今日も雪が降り続いたことを詠む。それは、その雪が天下を覆うように、太上天皇が普く天下を治めていることを褒め称えることが意図されているといえる。Dの葛井諸会の歌では、新年の始めに雪が降り積もったことを詠み、「豊の年しるすとならし」によってその雪を豊年の瑞祥とし、太上天皇の世の繁栄を予祝している。Eの大臣家持の歌では、大宮の内外に光輝くように降る白雪は見飽きないことだと詠み、それを太上天皇の威光として讚美し、五首の最後に配置している。家持の歌は本来は五首目でなく、歌が披露された順番は異なるとする見方もあるが、<sup>2)</sup> 順番を入れ替えなければ作品が理解できないという積極的な根拠は見出せない。

左注には歌を奏した者の名が列挙されているが、彼らの歌は書

き漏らした旨が記されているため、多くの歌は漏失したことになる。また、秦朝元については、歌を詠めないのならば麝香で弁償せよと橘諸兄にからかわれ、ついに黙して歌を詠まなかったというエピソードが記されている。左注に記録されている人物の中で歌を詠まなかったのは朝元のみで、その他の参列者は全員が歌を奏上したのであろう。「登時その歌を記さずして漏失せり」というのが家持の取捨選択による意図的な編集であるのか、実際に記録し損ねたことを意味しているのかは不明である。しかし、その真偽が問題なのでなく、この五首から導かれる作品の意義を考察すべきであろう。

『続日本紀』の天平十八年正月条には当該の肆宴の記録はなく、元日の廢朝の記事があるのみである。この廢朝については、『続日本紀』天平十七年九月十七日条の聖武天皇の勅に「朕、頃者、枕席安からず、稍く旬日に延く。以為るに、治道失有りて、民多く罪に罹るにあらむ。天下に大赦すべし。」<sup>3)</sup>とあり、天皇の病による罪人の大赦が行われている。また同月十九日には「天皇、不豫したまふ」の記事がみえることから、天平十八年の廢朝を天皇の不予と関連づける見方もある。一方、天平十二年以降、聖武天皇は恭仁京への遷都や紫香樂宮への行幸をくり返し、天平十七年九月にようやく平城京へ帰京した。そのため、天平十八年は五年ぶりに平城京で迎える正月でもあった。当該作品は、『続日本紀』が伝えない天平十八年正月の肆宴の様子を垣間見ることができ、貴重な作品であるとい

える。

当該作品の研究史においては、家持と橘諸兄との関係性や、当時の社会的・政治的背景が重視され、諸注釈書では歌の作者や左注に列挙される人物の歴史的な閲歴について紙幅が割かれてきた<sup>4</sup>。直木孝次郎氏によれば、当時、元正太上天皇・橘諸兄の勢力と、聖武天皇・光明皇后・藤原仲麻呂の勢力が対立する構造にある中で、諸兄により企画されたこの正月の雪掃きは「ひとつの政治的意味をもつできごとと解さねばならない」という。その根拠として直木氏は、『続日本紀』天平十六年閏正月朔日条の記事を挙げ、当時、五位以上の官人は四十七名であることを指摘する<sup>6</sup>。そして、この人数は天平十八年の平城京における在京人数と大きな変化はないと推測し、「平城京にいた五位以上の官人のほぼ半数が、諸兄にひきいられて元正太上天皇の御在所にいたったということになる」とし、彼らの官職から「太政官首脳部のほぼ全員と、八省の長官またはこれに准ずるもの五名（兵部卿・民部卿・刑部卿・大蔵大輔・治部大輔）」と、そのほかに造宮卿・彈正弼などの主要な官職をもつものが含まれていた。優に時の政治を左右できる顔ぶれである」と述べている。直木氏の指摘するとおりであるならば、当該作品が詠まれる契機となった雪掃きの奉仕には、政治的な意図が介在したことであろう。しかし、家持が記録した当該作品、特に肆宴の場で詠まれた応詔歌五首の成立は、諸兄の政治的意図を前提として読解すべきではあるまい。この

時の雪掃きは、大雪が降ったという偶然の自然現象に機縁する奉仕であり、それを当該作品の序文の記述から、明確な政治的意図による行為であると断じることが困難である。むしろ、家持が当該作品を記録した意図をこそ、考察する必要がある。

実際の肆宴の場と当該歌群との関係について考察した渡瀬昌忠氏は、肆宴における配列順（席順）と歌の詠出順について詳細に分析し、席順は位階順であり対座形式であること、そして紀清人以下の四首は宴の冒頭の諸兄の歌を承けつつ、一座の総括として詠まれ、座席をU字型に廻る順番で詠出されたことなどを述べている<sup>5</sup>。当該作品に登場する人物の位階等から当該の肆宴の配列順を想定することは、古代の肆宴の考究の一端として考慮されるべきであるが、それらはいくまでも推定であり、詠出順がそのまま『万葉集』の掲載順であると断定することはできない。まして、詔に応じたのがこの五名のみであるという保証はない。この問題について、市瀬雅之氏は次のように指摘している。

五首がひとつの場に連続して詠まれた姿を主張するのなら、作歌事情は一首目の直前にまとめ記され、作者名は「右一首、○」のような形で左注にまわすことも、記し方としてはあり得たはずである。ところが、当該歌群は総題ともいえる記述のほかに、個々の歌にも題詞が施されている。そればかりか、それぞれに「歌一首」であると明記されている。五首は、総題に「汝

諸王卿等、聊賦<sup>三</sup>此雪<sup>一</sup>、各奏<sup>二</sup>其歌<sup>一</sup>。」と記されたような詔に  
対して、参列者たちがそれぞれに応えた歌の中から、残された  
五首が記し留められていることを明かしている。<sup>8)</sup>

市瀬氏のこの主張には『万葉集』、特に末四巻の題詞・左注の表  
記の在り方に照らしても一定の合理性があり、首肯される見解であ  
ると思われる。また、同論で市瀬氏が「五首が他の多くの歌の中か  
ら選ばれているとまで踏み込んで考えることも難しい。できること  
として、当該歌群を残されたままに読み解き、表された内容を確か  
めておく」ことであるとも述べるのは道理である。配列順や本来の  
詠出順を想定するのは、記録されている歌が無い限り推測の域を出  
ることはないであり、当該作品は残されたままに受け取り、その  
上でこの五首の成立を考えるべきであろう。

当該作品の序文から認められることは、①雪掃きという奉仕によ  
り、②元正太上天皇による肆宴が設けられ、③雪を賦し奏上すると  
いう応詔歌の場が成立した、という三つの要素である。①雪掃きの  
奉仕、②肆宴、③雪の応詔歌は、いずれも太上天皇を君とし、諸王  
卿らを臣下とする君臣関係の中で成立している。それは太上天皇の  
勅によって歌が求められ、応詔歌が奏上されるという行為にも明確  
にあらわれている。この五首の応詔歌は、太上天皇の提示した題に  
応じる形で、全てが「降る雪」を主題として詠まれている。そして  
その内容により、歌を通した〈君臣和楽〉の姿が確かめられるので

ある。序文の三つの要素が君臣和楽を意図した行為であるとすれば、  
そこには筆録者である家持の意図が介在していると考えられる。す  
なわち、家持が意図した君臣和楽の姿を考察することで、当該五首  
の応詔歌の形成を考えることが可能であると思われるのである。

## 二 「雪掃き」と君臣和楽の場

この時の雪掃きが正月の何日のことかは知られない。契沖の『万  
葉代匠記』精撰本では、「正月」の下の日付が落ちたのだろうとい  
うが、<sup>9)</sup>正確な日付けは不明である。佐藤隆氏は、「従来、本歌群は  
漠然と元旦朝賀の儀と関わって賀の歌として捉えられてきた」こ  
とに対し、天平十六年以降、天平勝宝二年まで朝賀は行われていな  
いことを指摘し、「本歌群は伝統的な宮中のハレの元旦朝賀の儀の  
折りの、肆宴の場で制作された歌群でないことが明らかになるう」  
という。そして、この肆宴において諸兄は、「当然開催されるであ  
ろう肆宴を、風雅な和歌披露の宴にすることを意図していたのでは  
なからうか」と述べている。<sup>10)</sup>佐藤氏の指摘のとおり、当該序文には  
朝賀の儀の際の肆宴であるという理解を保証する事情は記されてい  
ない。これは大雪が降ったという偶然の出来事があり、その雪掃き  
の奉仕に対して元正太上天皇が賜った肆宴である。この時、諸兄を  
含めた二十三人もの臣下が集ったことから、宮廷を挙げての賑やか

な雪掃きとなったことが想像される。その様子を太上天皇が目にして楽しんだことが予想され、雪掃きという奉仕であると同時に、太上天皇を楽しませようとする意図があったものと推測される。そのことにより、太上天皇は臣下たちの心遣いを労うべく肆宴を賜ったのであり、そこから「汝諸王卿等、聊かにこの雪を賦して各々その歌を奏せ」という勅へと展開したと考えられる。注目すべきことは、雪掃きの奉仕によって君臣和楽の応詔歌の場が作り上げられたことである。当該作品のように、雪が降ったことを楽しみとし、そこが歌の場となる事例は、柿本人麻呂の献呈歌にみえる。

柿本朝臣人麻呂の新田部皇子に献れる歌一首并せて短歌

やすみしし わご大王 高輝らす 日の皇子 しきいます 大  
殿のうへに ひさかたの 天伝ひ来る 白雪じもの 往きかよ  
ひつつ いや常世まで(卷三・二六一)

反歌一首

矢釣山木立も見えず降りまがふ雪のさわける朝楽も

(同・二六二)<sup>11)</sup>

この歌では、日の皇子である新田部皇子の大殿の上に天上から降り来る白雪が詠まれ、それを譬喩として皇子への永遠の奉仕が誓われている。反歌では矢釣山の木立も見えないほどに降り乱れている、この雪の朝は楽しいことだという。大雪の降りまがう朝が楽しいことだというのは、皇子も奉仕者も大雪によって心が騒ぎ、奉仕者が

主君と和楽することができたことへの喜びをいうものである。この時の雪も偶然のことであり、予期せぬ雪が人びとの心を騒がせたのである。それが皇子への奉仕へと向かったのは、雪が瑞祥であったことによるのであろう。人麻呂の新田部皇子献呈歌について、辰巳正明氏は次のように述べている。

皇子の大殿の上に降り頻る白雪(瑞雪)は、皇子のすぐれて立派な聖君子としての《徳》の降り頻ることを讃めたものであり、その思想が《豊年》を約束する聖君子にあるのだと考えられる。そのことの中からすぐれた皇子として、新田部皇子を称えて《天伝ふ雪》のように、有徳の皇子に永遠にお仕えしようというのである。<sup>12)</sup>

瑞雪は主君の優れた徳への祝福であり、その徳によって豊年が約束されることになる。それゆえ、「降りまがふ」「雪のさわける」のようにしきりに降る雪を詠むのであり、「天伝ひ来る 白雪じもの」のように永遠の奉仕を誓約するのである。このように、雪を瑞祥とする思想は古代中国にみられ、契沖の『万葉代匠記』初稿本は、「孝武帝大明五年正月朔日雪降。義泰以衣受雪為佳瑞。文選謝惠連雪賦云。盈尺則呈瑞於豊年柔丈則表沴於陰徳」(同精撰本)を引いて、雪がめでたいものであることを指摘している。もちろん、雪そのものが瑞雪ではなく、主君の徳が天に愛でられたことにより瑞雪が降るのであり、その雪によって豊年がもたらされるのである。主君

が臣下から称えられるのは、主君がそのような徳を有するからであり、臣下は雪が降れば主君の徳を祝福するのである。当該作品においては、その祝福の方法が雪掃きという奉仕であり、そのことによつて君臣一体の心が示され、君臣和楽の歌の場が成立したのである。

越中国守時代の大伴家持の作品には、正月に雪が降ったことを喜ぶ宴の歌が存する。宮廷を離れた地方にあつても、新年の雪は瑞祥として愛でられたのである。

①新しき年の初めは弥年に雪踏み平し常かくにもが

(卷十九・四三二九)

右の一首の歌は、正月二日に、守の館に集りて宴せり。

時に降る雪殊に多く、積みて四尺あり。即ち主人大伴宿禰家持、この歌を作れり。

②降る雪を腰になづみて参り来し駿もあるか年の初に

(卷十九・四三三〇)

右の一首は、三日に、介内蔵忌寸繩麻呂の館にして会集ひて宴樂せし時に、大伴宿禰家持作れり。

十一日に、大雪の降り積ること尺に二寸あり。因りて

拙き懐を述べたる歌三首(うち一首目)

③大宮の内にも外にもめづらしく降れる大雪な踏みそね惜し

(卷十九・四二八五)

①は、天平勝宝三年(七五二)正月二日、家持が国守の館で郡司たちに賜った正月の賀宴の歌であり、新年のはじめに雪を踏み平らにして、毎年このような宴を開きたいと詠んでいる。正月には国守が郡司らに宴を賜うことが通例であつたようで、「天平勝宝二年正月二日に、国庁に饗を諸の郡司等に給へる宴の歌一首」(卷十八・四一三六番歌・題詞)や「三年の春正月一日に、因幡国の庁にして、饗を国郡の司等に賜へる宴の歌一首」(卷二十・四五二六番歌・題詞)などとみえる。①の左注には「時に降る雪殊に多く、積みて四尺あり」とあることから、一メートルを超える大雪が降つたのである。そのため、早朝に館の周りの雪踏みが行われたのであろう。雪を踏みながらすことが地を踏み鎮めることへと転化され、そこから太平なる一年が祈念されたのである。この雪を踏みならしたのが郡司たちであつたとすれば、雪踏みは国守である家持への奉仕であるとみることもできよう。家持があえて歌に「雪踏み」を詠んだのは、雪踏みの奉仕に対して酒宴を賜つたことを示唆するのであろう。国守を主に君に、郡司を臣下に置き換えるならば、越中赴任後の家持の①の正月の賀宴は、当該作品の宮中での奉仕と肆宴と同じ構図の中にあるといえよう。②は、①の翌日、内蔵繩麻呂邸における宴で、降り積もる雪に腰まで埋まりながらやってきた甲斐があつたという。この歌は、雪に難儀しながらも繩麻呂邸を訪れ、共に新年を祝うことが

できたことへの喜びであり、繩麻呂に対する気遣いの歌である。③は、天平勝宝五年正月十一日、大雪の日の家持の述懐歌である。「大宮の内にも外にもめづらしく降れる大雪」とは、当該の家持のEの「大宮の内にも外にも光るまで降れる白雪」に基づく表現である。しかし、①で「雪踏み平」すことにより郡司たちとの宴を楽しみ、一年の平安を願っていた家持は、③の歌では降った大雪を「な踏みそね惜し」という。ここには、同じ正月の大雪を詠みながらも、異なる発想が存在しているといえる。③のように、雪を踏んではならないことを詠む歌が、巻十九の伝誦歌にみられる。

④大殿の この廻の 雪な踏みそね しばしばも 降らぬ雪そ  
山のみに 降りし雪そ ゆめ寄るな 人や な踏みそね雪は

(巻十九・四二七)

#### 反歌一首

⑤ありつつも見し給はむそ大殿のこの廻の雪な踏みそね

(巻十九・四二八)

右の二首の歌は、三形沙弥の、贈左大臣藤原北卿の語を承け、依りて誦めり。聞きて伝ふるは笠朝臣子君。復後に伝へ読むは、越中国の掾久米朝臣広縄これなり。

この④⑤の歌は、三形沙弥が藤原房前の言葉を受けて詠んだもので、笠子君が聞き伝え、さらに久米広縄が伝え読んだという、歌の伝承過程が明確に記された珍しい作品である。三形沙弥はこの歌で、

大殿の周辺の雪を踏んではならないことをくり返し訴えている。山にしか降らない珍しい雪であるから踏むなというのだが、その真の理由は反歌によって明かされる。反歌では、この雪は大殿の主人がご覧になる雪であるので、その周囲の雪を踏んではならないのだという。「大殿」の主人が誰であるのかは不明であるが、重要なことは、その主人に雪を見せようとする意味である。先の柿本人麻呂の歌にも「大殿」が登場し、大殿の上に降りしきる雪は殿の主人の大いなる徳をあらわしていた。④⑤において三形沙弥が雪を踏まないように警告するのは、大殿に降りしきった新雪は瑞雪であり、それを主人が愛でるために踏むことを禁止したのである。

正月に「掃雪」や「雪踏み」のように雪にまつわる奉仕が行われ、その奉仕に対して宴が催されるという構造は、君臣関係を実際に行うとして具体化する意味があったといえよう。そこには、臣下の奉仕をとおして実感された理想の君臣関係があり、そこから、雪掃きの奉仕は肆宴と応詔歌の場へと移ってゆくのである。

### 三 「応詔」と君臣和楽の歌

古代に応詔によって奏上された詩歌は、『万葉集』および『懷風藻』に収録されているが、当該作品のように天皇の命による題詠の応詔歌は、後述する石川命婦の例のみである(巻二十一・四四三九)。また、『続



『日本紀』を閲覧すると、応詔の詩が奏上された記録をみることができ、その中には題詠の応詔詩と認められる例が存する。それらの用例の中で、当該作品と同じ聖武朝の記事をみると次のようにある。

①卷九・神龜三(七三〇)年九月条

庚寅(十五日)、内裡に玉棗生ひたり。勅して、朝野の道俗らをして玉棗の詩賦を作らしめたまふ。壬寅(二十七日)、文人一百十二人玉棗の詩賦を上る。その等第に随ひて、禄賜ふこと差有り。一等に絶廿疋、綿卅屯、布卅端。二等に絶十疋、綿廿屯、布廿端。三等に絶六疋、綿六屯、布八端。四等に絶四疋、綿四屯、布六端。不第に絶一疋、綿一屯、布三端。

②卷十・神龜五年(七二八)年三月条

三月己亥(三日)、天皇、鳥池の塘に御しまして五位已上を宴したまふ。禄賜ふこと差有り。また、文人を召して曲水の詩を賦はしむ。各絶十疋、布十端を賚ふ。内親王以下、百官の使部已上の禄亦差有り。

③卷十・天平二(七三〇)年三月条

三月丁亥(三日)、天皇、松林宮に御しまして五位已上を宴したまふ。文章生らを引きて曲水を賦はしむ。絶・布賜ふ

こと差有り。

④卷十一・天平六(七三四)年七月条

秋七月丙寅(七日)、天皇、相撲の戯を観す。是の夕、南苑に徙り御しまして、文人に命せて、七夕の詩を賦せしめたまふ。禄賜ふこと差有り。

⑤卷十三・天平十(七三八)年七月条

秋七月癸酉(七日)、天皇、大藏省に御しまして相撲を覧す。晩頭に、転りて西池宮に御します。因て殿の前の梅樹を指し、右衛士督下道朝臣真備と諸の才子とに勅して曰はく、「人皆志有りて、好む所同じからず。朕、去りぬる春よりこの樹を翫ばむと欲へれども、賞翫するに及ばず。花葉遽かに落ちて、意に甚だ惜しむ。各春の意を賦して、この梅樹を詠むべし」とのたまふ。文人卅人、詔を奉けたまはりて賦す。因て五位已上には絶廿匹、六位已下には各六匹を賜ふ。

①は神龜三年九月、内裏に玉棗の生えたことから、「朝野の道俗」つまり朝廷に使える官人であるか否かにかかわらず、玉棗の詩賦を作らせたという。その勅が出されたのが庚寅(十五日)であり、文人一百十二人が詩を奏上したのは、勅から十二日後の壬寅(二十七

日)であった。このことから、この時の応詔詩は即興ではなく、広く朝野の優れた文人の詩を集めることを目的としたと考えられる。

②の神龜五年の記事に「勅」の語はみえないが、「文人を召して曲水の詩を賦はしむ」とあることから、五位以上の官人に宴を賜った天皇の命であったとみてよい。これは三月三日の上巳の節日の曲水の宴のことであり、天平二年の③も同様に上巳の節日である。④の天平六年は七夕の節日において、文人に七夕の詩を詠ませた記録である。⑤は天平十年七月七日の晩、天皇は西池宮の殿の前の梅の樹を指して、下道真備らに勅する。その内容は、春からこの樹を賞美しようと思っていたが「賞翫」することができず、花や葉が落ちてしまったことを惜しんでいたので、「才子」らに春の意を賦して梅の樹を詠むことを命じ、文人三十人が梅の詩賦を詠んだという。③⑤の記事からは、奏上されたのが詩か歌かは不明であるが、①②④の記事に「詩(賦)」が奏上されたと記されていることから、③⑤も応詔詩の場であったと推測される。いずれの記事にもその時に奏上された詩は記録されていないが、①は百十二人、⑤は三十人、②③は五位以上の官人を召しての宴であることから、数十人の詩の奏上があったと推測される。ちなみに、①の玉棗の詩賦については、東野治之氏が『経国集』巻一に載る藤原宇合の「棗賦」の詩がこの時奏上された詩賦の一篇ではないかと指摘している<sup>13)</sup>。つまり、『続日本紀』という歴史書の性格上、奏上された詩の一々を記録するこ

とよりも、天皇の命により臣下から詩が奏上され、それに対して天皇が禄を賜うという君臣の関係性が重視されているといえる。また、それらの詩を奏上した人々を①②④では「文人」とし、特に①では「朝野の道俗」の中の「文人」、③は「文章生」、⑤では「才子」と表記している。ここには、聖王の治世には詩文に優れた才ある臣下が集うという、天皇の徳を称讃する態度があるように思われる。①で「朝野の道俗」をも対象としたのは、臣下に限らず野に隠れている「没賢」も、優れた王の世にあらわれて奉仕するという思想によるのであろう。それは、天子の徳が天下に普く行き届いていることを示す意図によるのだと思われる。そのような応詔詩をめぐる天子と臣下との関係において、特に重要と思われるのが⑤の例である。⑤は夏七月の記事であり、詩題となっている梅は春の花である。その春の花である梅を「賞翫するに及ばず」と述べるのは、臣下(文人・才子)と共に愛でることを求める態度によるものと考えられる。そこには、美景は君臣が一体となって賞美すべきであるという発想があり、これは、謝靈運の「擬魏太子鄴中集詩八首并序」(『文選』巻三十・雜擬上)の序文に説かれる理念と重なり合うものであるう。

「魏の太子の『鄴中集』の詩に擬す八首 五言 并に序」

謝靈運

建安の末、余時に鄴宮に在り。朝に遊び夕べに讌し、歡愉の極を究む。天下の良辰と美景、賞心と樂事、四つの者は并せ難し。

(以下略)

謝靈運は魏文帝(曹丕)の文学サロンを理想とし、そこに詠まれた詩であるとして「鄴中集」を擬作し、建安の七子である詩人に擬した詩を掲げている。この作品に記された序文は曹丕に擬して作られたものであり、朝夕に宴を開いて楽しみを尽くしたこと、このような天下の「良辰・美景・賞心・樂事」が揃うことは極めて難しいことを述べている。「良辰」は良い季節の良き日、「美景」は美しい自然の風景、「賞心」はそのような風景を愛で楽しむこと、「樂事」は詩文を作ること指着している。この四者が謝靈運の理想とした君臣一体の宴のあり方であり、この理念を志向したのが近江朝の漢文学であるという指摘もある<sup>(15)</sup>。

謝靈運の文学理念に照らし合わせれば、⑤の聖武天皇の勅の「賞翫」は「賞心」と同義であり、それは君臣の和楽を求めようとする天皇の姿である。応詔詩が奏上される宴における最も重要な意義は君臣和楽の現出であり、それが実現されていることを示すことが、右の『続日本紀』の記事の意図であるといえる。このことを踏まえ、「雪」を詠題とする応詔詩が奏上された事例について以下に検討してみたい。

#### 四 雪の応詔・応制詩

『万葉集』において、「雪」を詠題とする応詔の歌は、当該の天平十八年の正月以外には次の例をみるのみである。

冬の日に靱負の御井に幸しし時に、内命婦石川朝臣の詔に  
応へて雪を賦める歌一首 諱は邑婆といふ

松が枝の地に著くまで降る雪を見ずてや妹が籠り居るらむ

(卷二十・四四三九)

時に水主内親王、寝膳安からず、日を累ねて参りたまはず。困りてこの日を以ちて、太上天皇、侍孀等に勅したまひし。く「水主内親王に遣らむために雪を賦みて歌を作りて奉獻れ」と宣り給へり。ここに諸命婦等歌を作り堪へず。しかるにこの石川命婦、独りこの歌を作りて奏しき。

右の件の四首は、上総国の大掾正六位上大原真人今城、伝へ誦みてしか云ふ。「年月いまだ詳らかならず」

これは、石川命婦が太上天皇の詔に応じて賦した雪の歌である。大原真人今城が伝誦したというこの歌は制作年未詳であり、この「太上天皇」は奇しくも当該作品と同じ元正太上天皇である。水主内親王は天平九年(七二七)八月に薨じていることから、この応詔歌が詠まれたのはそれ以前であると推測される。左注によれば、水主内親王の見舞いのために、太上天皇が侍孀らに雪の歌を奉るよう勅したが、その場にいた命婦らは歌を作ることができず、石川命婦のみが歌を奏上した、とある。島田裕子氏は、「内命婦ただ独りし

か詠めなかったのは、その秀でた歌才だけでなく、本来漢詩の領域である題詠に周囲が慣れなかったせいもある」と述べ、即興で詠むことが求められる題詠の応詔の詩歌は、本来は漢詩の場であったが、それを歌の場へと展開したのが元正太上天皇であり、「元正上皇という女帝が題詠応詔肆宴詩から題詠応詔肆宴歌への展開の要」であることを指摘する<sup>16</sup>。たしかに、前節でみた『続日本紀』の諸例はいずれも漢詩における応詔の場と考えられ、明確に歌を要求しているのは当該作品と右の作品における元正太上天皇の勅のみである。上田設夫氏も、当該作品における中国文学の影響を次のように述べている。

たび重なる遣唐使の派遣によってもたらされた中国文物の影響も、肆宴歌を考えるうえで度外視できない。大陸の風習や知識が導入され、文学の形態のうえにも中国的な影響が強くあらわれてくる。天平一八（七四六）年正月の肆宴歌も、長文の漢文を前後に配し、中に絶句的発想によって和歌が挿入される立体構成をとっているのを見ても、『文選』などの中国文学の影響を見のがすことができない<sup>17</sup>。

上田氏が指摘するように、当該作品の「序文＋歌」という構成は中国文学に学んだものであろうし、先の島田氏の指摘にもあるように、この肆宴において元正太上天皇が希求した宴のあり方と、当該作品を記した家持の意図は、中国の応詔詩の概念と密接な関係を有

していることが推測されるのである。ただし、この作品の構成や表記は家持の手になるものであることを考えると、それが直ちに「元正太上天皇の意図とするには慎重を要するものであろう」。

古代日本の漢詩文学において、明確に「雪」が主題となる作品としては、『懷風藻』の文武天皇の「詠雪」（詩番十七）と、紀古麻呂の「望雪」（詩番二十二）がある。中国六朝・初唐詩においては、天子の詠に追和する「奉和―応詔（応制）詩」が多く詠まれるが、『懷風藻』の文武天皇の詩に対する奉和詩は残されていない。また、紀古麻呂の詩は「無為聖徳重寸陰。有道神功軽球琳。垂拱端坐惜歳暮。披軒褰簾望遙岑。（以下略）〔無為の聖徳寸陰を重んじ、有道の神功は球琳を軽んず。垂拱端坐して歳暮を惜しみ、軒を披き簾を褰げて遙に岑を望む。〕」と、年の瀬に雪を臨んで自らを静かに顧みるという主旨であり、応詔の場作ではない。

当該作品と中国文学との関係を早くに指摘したのは契沖の『万葉代匠記』であり、『宋書』（巻二十九・志第十九・符瑞下）孝武帝の「大明五年正月戊午元日、花雪降殿庭。時右衛將軍謝莊下殿、雪集衣。還白、上以為瑞。於是公卿並作花雪詩<sup>18</sup>」や、謝惠連の「雪賦」などの例を指摘している。『宋書』の記事は、宮殿の庭に「花雪」が降り、謝莊が殿の下を雪を集めて衣として瑞祥であると言ったことから、諸卿はみな「花雪詩」を作ったという。謝莊には「和元日雪花応詔詩」（宋詩・巻六）があり、また大明元年の詔によって作られたとされる

「瑞雪詠」（宋詩・卷六）もある。謝惠連の「雪賦」について島田氏は、この「雪賦」の内容と当該作品の肆宴の状況とが類似しており、「宮の大雪の様子に、元正上皇がこの賦を思い出され諸臣に雪の題で和歌を詠むように勅されたのではないか」と指摘する。たしかに、「雪賦」では梁王の命にはじまり、司馬相如・鄒陽・枚叔が詩賦や乱を詠む内容がみられる。

この「雪賦」では、梁王が酒宴を催そうと鄒陽・枚乘（枚叔）・司馬相如を召し、まず司馬相如に対して「抽子秘思、騁子妍辞。侔色揣称、為寡人賦之。〔子の秘思を抽き、子の妍辞を騁せよ。色を侔しうし称を揣り、寡人の為に之を賦せよ。〕<sup>20</sup>」として、自分のために雪の美しさを賦せと命じ、それに応じて相如が賦す。相如の賦に感服した鄒陽は、「鄒陽聞之、懣然心服。有懷妍唱、敬接末曲。於是迺作而賦積雪之歌。〔鄒陽之を聞き、懣然として心服す。妍唱を懷ふ有り、敬んで末曲に接がんとす。是に於て迺ち作つて積雪の歌を賦す。〕」として「積雪之歌」を詠み、続けて「白雪之歌」を詠む。さらにその歌に感動した梁王は、「歌卒。王迺尋繹吟翫、撫覽扼腕。顧謂枚叔、起而為乱。〔歌卒る。王迺ち尋繹を吟翫し、撫覽扼腕す。顧みて枚叔に謂ふ、起ちて乱を為れと。〕」として枚乘に乱を作れと命じるのである。この賦には「応詔」という言葉はみられないが、実際には梁王の命によつて詩賦が続けて詠まれており、王の詩酒の宴に奏上された応詔詩、および応詔詩に和した詩賦とみてよい。また、司馬相如の賦には「盈尺則呈瑞於豊年、

表丈則表沴於陰德。〔尺に盈つれば則ち瑞を豊年に呈し、丈に表れば則ち沴を陰徳に表す。〕」とあり、契沖以降の諸注釈書はこの表現を取り上げ、当該歌群の葛井諸会の歌に詠まれる、豊年の瑞祥としての雪という発想の根拠の一つとしてきた。たしかに、相如の賦にみるような、雪が一尺積もれば豊年の瑞祥であるという考えは、古代中国においてよく知られていた。そのため、「雪」をテーマとした賦は謝惠連以前にも、晋の李暕や孫楚の「雪賦」がみられ、雪を豊年やめでたいことのしるしとみなす発想が認められる。

「雪賦」李暕（全晋文・卷五十三／『藝文類聚』卷二・天部下）

何時雪之嘉沢。亦応変而俱凝。隨同雲而降。固霑渥之所興。

「雪賦」孫楚（全晋文・卷六十『藝文類聚』卷二・天部下）

堯九載昌山棲兮。湯請禱于桑林。罔二聖昌濟世兮。孰繁衍昌迄

今。嗟亢陽之踰時兮。情反側昌寢興。豊隆灑雪。交錯翻紛。膏

沢偃液。普潤中田。肅肅三麥。実獲豊年。<sup>21</sup>

特に孫楚の作では、雪が恩恵となつて普く田にゆきわたり、三麦の実りを得ることができるとなることを寿いでいる。これらは雪が農作物にとつての豊年の予兆であることから、その年の繁栄が予祝されている。それが天子へ奏上される応詔詩である場合には、この世を治める天子の徳沢とされ、雪を賀することは天子の徳を称讃することへと繋がるのである。そこで、次に雪を主題とした応詔

詩を確認してみたい。

雪を主題とする応制詩は初唐に多くみられ、その代表的な詩題を挙げれば次のとおりである（巻数は『全唐詩』による）。

- 1 「奉和喜雪応制」許敬宗（卷三十五）
- 2 「奉和人日清暉閣宴群臣遇雪応制」  
宗楚客（卷四十六）・李嶠（卷五十八）・劉憲（卷七十二）・李  
又（卷九十二）・趙彦昭（卷一〇三）
- 3 「奉和聖製喜雪応制」宗楚客（卷四十六）・張説（卷八十八）
- 4 「苑中遇雪応制」  
宋之問（卷五十三）・劉憲（卷七十二）・徐彦伯（卷七十六）・  
沈佺期（卷九十七）・趙彦伯（卷一〇四）
- 5 「奉和春日玩雪応制」宋之問（卷五十三）
- 6 「遊禁苑（陪）幸臨渭亭遇雪応制」  
李嶠（卷五十八）・李適（卷七十）・蘇頌（卷七十三）・徐彦伯（卷  
七十六）
- 7 「遊苑遇雪応制」李嶠（卷六十一）
- 8 「人日玩雪応制」劉憲（卷七十二）
- 9 「奉和聖製人日清暉閣宴群臣遇雪応制」蘇頌（卷七十三）
- 10 「奉和聖製温湯対雪応制」張説（卷八十六）
- 11 「奉和聖製義成校獵喜雪応制」張説（卷八十六）
- 12 「奉和聖製野次喜雪応制」張説（卷八十七）

13 「陪幸臨渭亭遇雪応制」李又（卷九十二）

14 「奉和洛陽玩雪応制」沈佺期（卷九十六）

15 「苑中人日遇雪応制」趙彦昭（卷一〇三）<sup>22</sup>

これらの詩の特徴は、「奉和―応制」の詩および「奉和聖製―応制」の詩題が多くみられることである。これは六朝後期から初唐にかけて応詔・応制詩が多く作られたという傾向とも一致するものであるが、特に初唐の応制詩は天子の作に和す「奉和聖製」の応制詩が盛んに作られた。また、2「奉和人日清暉閣宴群臣遇雪応制」や4「苑中遇雪応制」、6「遊禁苑（陪）幸臨渭亭遇雪応制」など、同じ詩題を持つ作品が多くみられるのも特徴である。奉和詩は後世の詩人が制作することもあるため、詩題の一致のみで同じ場における作とは断定できないが、同題の詩が多いことは注目される。それは、時代を超えて同じ題を多くの詩人が共有していたことを示すからである。これらの詩に詠まれる内容はさまざまであるが、雪の美景を詠むこと、雪が豊年の予兆とされること、そのことにより天子を讃美する内容であることが基本的な態度としてあり、これは多くの詩の特徴である。一例として、宗楚客と張説の「奉和聖製喜雪応制」の詩を挙げる。

① 「奉和聖製喜雪応制」宗楚客（卷四十六）

飄飄瑞雪下山川。散漫輕飛集九埏。

似絮還飛垂柳陌。如花更繞落梅前。

影隨明月團紈扇。声將流水雜鳴弦。

共荷神功万庾積。終朝聖寿百千年。

② 「奉和聖製喜雪應制」張說（卷八十八）

聖德與天同。封巒欲報功。詔書期日下。靈感應時通。

觸石雲呈瑞。含花雪告豐。積如沙照月。散似麵從風。

舞集仙台上。歌流帝樂中。遙知百神喜。灑路待行宮。

①の詩は、瑞雪が山川に下って軽やかに舞い散り、綿のように柳に垂れ、花のように落梅の前をめぐるという雪の美景が詠まれ、七八句では、神々の力により多くの穀物を米倉に積む恩恵にあずかり、天子の寿命が百年千年と永遠に続くことを願う内容である。雪の降る様子が美景として詠まれるのは、この雪が瑞雪であることにより豊作がもたらされたことによるであろう。その「神功」であるところの豊作は、天子が正しく神祀りを行い、天の運行を正しく読み解き、世を平穩に導いた聖天子であることにより実現したという理解による。それゆえ、「終朝聖寿百千年」のように、天子の寿命が永遠であることを言祝ぐのである。②の詩は、天子の聖なる徳は天と等しく、詔書によって神々は感応し、雲は瑞祥をあらわし、雪は豊年を告げ、雪は沙のように積もって月に照らされ、粉が風に従って散るようであるという。これらは天子の徳と、その徳に感じた神々によりもたらされた美景であるといえる。そして、歌舞音楽を楽しむ

むと百神が喜ぶことを知り、道を清めて天子の行宮へのお出ましを待っている、という内容である。ここでも天子の徳を称え、その徳に感応して瑞雲があらわれ、豊年を告げる雪が降るのである。正しく神祀りを行っていることにより、天子は臣下のみならず、神々からも「灑路待行宮」という奉仕を受けるのだと考えられ、そのような聖天子の登場を称えているといえる。また、この雪景に対する表現は、梅、柳、月などの取り合わせも多くみられるが、神仙境に擬えられる場合もある。たとえば、許敬宗の「奉和喜雪應制」（卷三十五）には「姑峰映仙質。郢路雜歌塵。」とあり、宗楚客の「奉和人日清暉閣宴群臣遇雪應制」（卷四十六）には「窈窕神仙閣。參差雲漢間。（中略）太液天為水。蓬萊雪作山。」とあり、徐彦伯の「苑中遇雪應制」（卷七十六）には「千鍾聖酒御筵披。六出祥英亂繞枝。即此神仙對瓊圃。何煩轍迹向瑤池。」とあるように、雪景は蓬萊などの神仙の風景として写し取られている。これらの詩句は、そのような理想の風景が、天子の恩徳によって現前したことをいうものである。次の李義の詩には、その思想が明確にあらわれていると思われる。

③ 「奉和人日清暉閣宴群臣遇雪應制」李義（卷九十二）

上日登樓賞。中天御輦飛。後庭聯舞唱。前席仰恩輝。

睿作風雲起。農祥雨雪霏。幸陪人勝節。長願奉垂衣。

この詩は、人日（正月七日）に清暉閣（長安城の北にある、大明宮の紫

宸殿の西に位置した建物）において群臣との宴が催され、その時に偶然雪が降ったことによる応制詩である。後庭には舞や歌が続き、前庭には恩徳に満ちた天子が座し、天子の叡徳は風雲を起こし、農耕の瑞祥である雨や雪をもたらしたという。そして、この素晴らしい節日に陪することは幸運であり、天子の御代が末永く続くことを願う奉るのだという。ここには、天子の「恩輝」によって「睿作風雲起。農祥雨雪霏。」という瑞祥の起こることが明確に示されており、その徳に天が感応して、このような瑞祥が降ったことを述べている。このことは、次の張九齡の詩にもみられる。

④ 「奉和聖製瑞雪篇」張九齡（卷四十七）※前半部分省略

応如此雪多。朝冕旒兮載悅。想簞笠兮農節。倚瑤琴兮或歌。

続薰風兮瑞雪。福浸昌。応尤盛。瑞雪年年常感聖。願以柏梁

作。長為柳花詠。

張九齡の詩は応制詩ではないが「奉和聖製」の詩であり、その内容は今までみてきた応制詩に類似するため、確認しておきたい。

大雪によって朝廷に仕える官人たちは喜び、「簞笠」（日笠と雨笠）は農事よき日を願ひ、美しい琴や歌は調子を合わせ、薰風は瑞雪に続いてやってくるのだという。その幸福がますます盛んであるのは、瑞雪は常に聖徳に感応して起こるためだと詠まれている。

これまでみてきた例からは、雪が瑞雪として祝福されるのは、天子がその徳をもって降らしめたものであるという理解を前提にして

成立しているといえる。したがって、瑞雪を詩賦に詠むことの背後には主君と臣下という君臣関係があり、その関係において瑞雪が讃美されるのである。すぐれた聖天子の御代において瑞雪が降り、臣下たちは詩をもってその徳を寿ぐのである。その相互関係の理想の行為として、④の詩においては柏梁詩を作り、長く柳花の詩を詠むことを願うのだという。これは許敬宗の「奉和喜雪應制」（卷三十五）に「是日松筠性。欣奉柏梁歌。」とあり、蘇頌の「奉和聖製人日清暉閣宴群臣遇雪應制」（卷七十三）に「輕飛伝綵勝。天上奉薰歌。」とあるように、詩を奏上することで天子を称え、君臣和楽を実現しようという発想であると理解される。殊に、君臣和楽における理想の詩宴としては、張九齡や許敬宗が述べるように柏梁台の詩を代表とすることができようであろう。この理想の君臣和楽を実現した柏梁詩の理念は、当該作品の構成にも関与しているとみることができるのである。

## 五 聯句の方法と君臣和楽の詩歌

柏梁詩は、漢の武帝の「柏梁台」の完成に際して詠まれた聯句詩であるが、実際は六朝期の作であろうとされている。劉勰の『文心雕龍』には「孝武愛文、柏梁列韻。」（明詩・第六<sup>23</sup>）とあり、聯句の起源ともされる作品である。その「柏梁詩」の一部を次に掲げる。



日月星辰和四時。

日月星辰四時を和す。〈帝〉

驂駕駟馬從梁來。

驂駕駟馬梁より来る。〈梁王孝王武〉

郡国士馬羽林材。

郡国の士馬羽林の材。〈大司馬〉

総領天下誠難治。

天下を総領する誠に治め難し。〈丞相石慶〉

和撫四夷不易哉。

四夷を和撫する易からざる哉。〈大將軍衛青〉

刀筆之吏臣執之。

刀筆の吏は臣之を執らん。〈御史大夫倪寛〉

撞鐘伐鼓声中詩。

鐘を撞き鼓を伐ち声詩に中る。〈太帝周建徳〉

宗室広大日益滋。

宗室の広大日に益滋し。〈宗正劉安国〉

(以下略)

〔古詩源〕卷二・漢詩／『藝文類聚』第五十六卷・雜文部<sup>(24)</sup>

漢の武帝の「柏梁詩」は、武帝が群臣に対して、よく七言詩を作る者を上座とすると詔し、二十六人で七言句を一句ずつ詠み継いだものである。ただし、句の内容は必ずしも前人の句と緊密に連絡するものではなく、各々が帝や天下のために奉仕することを様々に述べてゆく内容となっている。「柏梁詩」の形式は柏梁体、柏梁体聯句とも呼ばれ、この形式の聯句は六朝期にもみることができ<sup>(25)</sup>。「柏梁詩」は七言句を複数人で継いでゆくことをその形式としており、天子を上座とした場合、その詠句に対して臣下が謙遜の辞を述べてゆくことを基本としている。天子が開く聯句の場合は、君臣の唱和を志向する宴の場であったと考えられる。「柏梁詩」について鈴木虎雄氏は、「聯句といふ名あれども一句は各々独立の意味を有し他人

の句意とは関係を有せず」といい、「二句、若くは二句以上となりては初め甲乙各々独立なりし句意も漸く連絡を為し、唱和、若くは共同の製作の体裁を為し来る」と述べる<sup>(26)</sup>。六朝期に作られる聯句体詩には五言詩の形式もあり、必ずしも天子が上座となるわけではなく、その内容も季節の美景への関心や夫婦の愛情など、様々に展開している<sup>(27)</sup>。先の張九齡や許敬宗が「柏梁詩」を取り出したのは、この「柏梁詩」を理想とする君臣和楽への強い希求があつたものと考えられる。

このような「柏梁詩」の理念を参照すると、家持が記録した当該作品の五首の背後には、柏梁体聯句詩の如き君臣和楽の実現が意図されていたのではないかと推測されるのである。再度、当該の五首の応詔歌を振り返ってみたい。

- A 降る雪の白髪までに大君に仕へまつれば貴くもあるか  
〈橘諸兄〉
- B 天の下すでに覆ひて降る雪の光を見れば貴くもあるか  
〈紀清人〉
- C 山の峽其処とも見えず一昨日も昨日も今日も雪の降れば  
〈紀男根〉
- D 新しき年のはじめに豊の年しるすとならし雪の降れるは  
〈葛井諸会〉
- E 大宮の内にも外にも光るまで降れる白雪見れど飽かぬかも

〈大伴家持〉

この五首は、「降る雪」を主題として、それぞれ前に詠まれた歌を承けながら展開している。Aの諸兄の歌でまず大君への奉仕の慶びがうたわれることは、君臣和楽を志向する応詔歌の場としてふさわしく、またもつとも常套的な内容であるといえる。Bの紀清人の歌は、諸兄の「降る雪」を承けて、天の下を覆うように雪が降り積もるのだという。これは、諸兄が雪を白髪に見立てた譬喩とは対照的に、景として「降る雪」を捉え、その雪を太上天皇の威光に重ねている。また、「貴くもあるか」というAの諸兄の言葉を引き継ぐうたい方である。Cの紀男梶の歌は、山峡がどこであるかも見えなほほどに、一昨日も昨日も今日も雪が降り続いたといい、清人のBの「天の下すでに覆ひて」とあるのを具体的な景として承け継いで詠み、「降る雪」を「見る」対象として歌の視点を移している。Dの葛井諸会の歌は、新年の始めに豊年の吉兆として雪が降り積もったことをうたう。ここでは、Cで「一昨日も昨日も今日も」という時間が詠まれたことを承けて、今日この日が「新しき年のはじめ」という時であることを改めて捉え直したのである。そしてEの大伴家持の歌では、Bに「天の下すでに覆ひて」、Cに「山の峽其処とも見えず」とうたわれた雪景を、「大宮の内にも外にも」という具体的な場所として再度提示することにより、今集っている場所へと視点を戻しつつ、この瑞雪への喜びを詠んでいる。「大宮の内にも

外にも光るまで」というのは、太上天皇の威光により雪が「光る」ことであり、Bを承けてのものである。これらの五首によって、家持が「柏梁詩」のごとき理想の君臣和楽の世界を提示することを意図したのだとすれば、この五首は太上天皇の徳と瑞雪を寿ぐ聯句的な作品として構成されたのではないかと考えられるのである。

以上の理解に、これまでみてきた瑞雪と君臣和楽の思想を重ねてみたい。注目したいのは、最後のEの家持の作品である。この家持の歌の「降れる」には諸本に校異・異訓が存する。

「零須」 元・神・西・細・温・矢・京・宮・無・附・寛

「零流」 類・広

「フラス」 類・西・細・神・温・宮・広

「フレル」 元・広（右傍訓）

「フルス」 矢・京・無・附・寛

西本願寺本などその他の諸本では漢字本文は「零須」であり、訓読は「フラス」もしくは「フルス」である。元暦校本は「零須」としながら「フレル」と訓む。しかし、類聚古集・広瀬本は「零流」に作るが、訓読は「フラス」となっている。元暦校本の訓読および類聚古集の本文に従えば、「フレル」と訓むことも可能である。この問題については、「フラス（零須）」と「フレル（零流）」のいずれを採るか、諸注釈書でも見解が分かれている。井上通泰氏『万葉集新考』は「フラスはフリ給フといふばかりにもあらねど多少敬意を

帯びたる辞なり」と述べ、以後、「降る」の丁寧な表現や敬意表現と理解する注釈書も多くみられる。<sup>(28)</sup>しかし、日本古典文学大系本は「須は流と誤写することのある文字であるし（例えば巻六、九三八など）、フラスとあつては語法上不適当と思われるので須は流の誤と認める」とし、尊敬の助動詞「す」は終止形であるため「白雪」（体言）にはかからないという文法上の問題を指摘する。この日本古典文学大系本の指摘以降、澤瀉久孝氏『万葉集注釈』や中西進氏『万葉集 全訳注原文付』、『万葉集全注』、新日本古典文学大系本などがこの理解を支持してきた。しかし、窪田空穂氏『万葉集評釈』は、「『零らす』だと、天皇の意志でお降らせになるで、『大宮』との関係で通じなくはない」<sup>(29)</sup>「皇威によって降らせた物として、賀の心からませた歌と取れる」とし、また伊藤博氏『万葉集注』は「『白雪』は上皇の威徳によって降り積もっておいでになると言っているわけ<sup>(30)</sup>で、白雪讚美はすなわち深々とした上皇讚美になっている」と述べている。窪田氏や伊藤氏の解釈は、まさに本論が第四節で論じてきた、聖天子の恩徳により瑞雪がもたらされたという理解と同じ方向性の解釈である。家持は、古代中国における天子がもたらす瑞雪の思想を理解し、聖天子が降らせる瑞雪として、眼前の雪景を詠むことを意図したのである。折しも葛井諸会が「豊の年しるすとならし」という豊年の瑞祥であるところの雪を取り出したことから、自らの歌を諸会の歌の次に配したのだと考えられる。したがって、家

持歌は諸本の漢字本文「零須」のとおり「降らす」と訓まなければならず、太上天皇がその徳により降らせた白雪であると解釈すべきであり、君臣和楽による応詔の場の理念を理解したことによる表現であったといえる。そして、これらの応詔歌五首により当該作品を構成することによって、家持は柏梁体聯句のごとき君臣が一体となった君臣和楽の歌を、一つの歌群として形成することを意図したのでといえる。家持のこのような意図は、理想の君臣関係を求める家持の作品に底流することとなるのである。

## 六 おわりに

本論は、天平十八年正月の白雪の応詔歌群を対象として、序文および五首の応詔歌にあらわれる君臣和楽の思想を、雪掃きの奉仕、肆宴による応詔の詩歌の場、雪の応詔歌という三つの視点から論じてきた。雪掃きの奉仕は、具体的な行動に基づいた君臣関係の確認行為であり、その奉仕に対して太上天皇が肆宴を賜るという相互関係の構造の中にある。臣下が雪掃きに従事するのは、雪の瑞祥としての性格によるものであった。古代中国では雪は豊作をもたらす瑞祥とされるが、雪がすべて瑞雪ではなく、天子の徳が天に感応して降らしめるものであるために、瑞雪となるのである。天子の徳によって降る瑞雪であるために豊年が約束されるのであり、そのこ

とに対する臣下からの祝福が、当該作品では雪掃きとして実現されたのである。その雪掃きの奉仕への労いとして肆宴が催され、太上天皇の勅によって君臣和楽の歌の場が形成されたのである。

肆宴において応詔の詩歌が奏上されることは、君臣の唱和により君臣が一体となることを志向するものである。特に、当該作品のよいうな題詠の応詔の詩歌の場は、君臣が一体となって眼前の美景を共に賞美することを求める理想の詩宴である。初唐の雪を題とした応詔詩においては、雪が瑞雪として祝福されるのは天子がその徳をもつて降らしめたものであるという理解を前提にして成立していた。瑞雪を詩賦に詠むことの背後には、主君と臣下という関係性がその根底にあり、臣下はすぐれた聖天子の御代とその徳を、詩によって寿ぐのである。その時の理想とされたのが、漢の武帝の時の柏梁台における聯句であり、詩に優れた臣下が次々と天子を寿ぐ詩を奉っている。それは後世においても君臣和楽の詩宴の理想の姿として知られ、当該歌群を構成した家持は、この柏梁体聯句のごとき君臣和楽の宴が実現したことを示す意図があったものと思われる。

五首の応詔歌は、それぞれの立場から君臣和楽を志向する内容を詠んでおり、そのしめくりに位置する家持歌には、それが顕著にあらわれている。「白雪」は太上天皇の徳が天に感応したことで降った瑞雪であり、雪を降らせたのは太上天皇の徳沢によるものであるという思想から、その雪は「降らす白雪」であると詠んだのだと理

解すべきであろう。家持はこの歌によって、この正月の大雪と奉仕と肆宴がすべて太上天皇の聖天子としての資質によるものであることを示し、太上天皇への最大限の寿歌を奉ったのである。この肆宴に他にも応詔歌が詠まれたと思われるが、それをこの五首に限ったのは、橘諸兄を上座とした君臣和楽の歌が明確に構成できることを意図したからであろう。

## 注

① 『万葉集』の引用は、中西進『万葉集 全訳注原文付』（講談社文庫）による。以下の引用も同書による。

② 当該歌群の詠出順について、橋本達雄 担当『万葉集全注』第十七卷（一九八五年、有斐閣）は、「男梶は家持とともに従五位下であり、他は外従五位下である。従ってこの歌（紀男梶の歌：筆者注）は清人、あるいは家持に続いて詠んだ可能性が高い。（中略）家持の歌が清人の歌を承けていると思われること、また、『天の下』（広）↓『大宮の内にも外にも』（狭）↓『山の峽』（外）の順序が自然であるので、制作順は清人、家持、男梶の順であつたらうと思われる」と想定し、佐藤隆氏もこの歌順を追認する（「大伴家持と白雪応詔歌群―賀と雅の競演―」『大伴家持作品研究』二〇〇〇年、おうふう）。

③ 『続日本紀』の引用は、新日本古典文学大系『続日本紀』（岩波書店）による。以下の引用も同書による。

④ 契沖『万葉代匠記』第六卷（一九七五年、岩波書店）、澤瀉久孝『万葉集注釈』卷十七（一九六七年、中央公論社）、橋本達雄 担当『万

葉集全注』第十七卷（一九八五年、有斐閣）などをご参照いただきたい。

⑤ 直木孝次郎「橘諸兄と元正太上天皇―天平十八年正月の大雪の日における―」（『国文学 解釈と教材の研究』二十三巻五号、一九七八年四月）。以下、直木氏の論は同論による。

⑥ 『続日本紀』天平十六年閏正月朔条には、「詔して百官を朝堂に喚し会へ、問ひて曰はく、「恭仁・難波の二京、何をか定めて都とせむ。各その志を言せ」とのたまふ。是に、恭仁京の便宜を陳ぶる者、五位已上廿四人、六位已下百五十七人なり。難波京の便宜を陳ぶる者、五位已上廿三人六位已下一百卅人なり。」とある。

⑦ 渡瀬昌忠「四人構成の場―U字型の座順―」（『万葉集研究』第五集、一九七六年七月、塙書房）。

⑧ 市瀬雅之「白雪応詔歌群の場合」（市瀬雅之・城崎陽子・村瀬憲夫『万葉集編纂構想論』二〇一四年、笠間書院）。

⑨ 契沖『万葉代匠記』には、「正月ノ下ニ一日ノ二字落タル欵。葛井連諸会カ歌ニ依ルニ然ルヘシトオホエタリ。但、其他ノ歌ニ元日ノ意ナケレハ、一日ニハアラヌニヤ。サリトモ、二日三日ナトノ間ナルヘキヲ、某日ト云事ノ落タル欵」（上記朱書）という。なお、『万葉代匠記』の引用は、『契沖全集』第六卷（一九七五年、岩波書店）による。以下の引用も同書による。

⑩ 佐藤隆「大伴家持と白雪応詔歌群―賀と雅の競演―」（『大伴家持作品研究』二〇〇〇年、おうふう）。

⑪ 二六二番歌の下句の訓読には諸説あるが、特に説が分かれるのは「雪驟」の箇所である。類聚古集は「雪驟」とし、紀州本「雪驪」、活字無訓本「雪鷗」とするが、西本願寺本その他の諸本は「雪驪」とする。訓読は「ユキニウグツク」（日本古典文学大系本／本文「雪驟」・阿蘇瑞枝『万葉集全歌講義』／本文「雪驪」）、「ユキニウグツキ」

（窪田空穂『万葉集評釈』／本文「雪驟」）、「ユキノサワケル」（澤瀉久孝『万葉集注釈』／本文「雪驪」・武田祐吉・増訂万葉集全注釈／本文「雪驟」・講談社文庫本／本文「雪驟」・伊藤博『万葉集注釈』／本文「雪驪」）、「ユキニウマナム」（土屋文明『万葉集私注』／本文「雪驪」）、「ユキニツドヘル」（新日本古典文学大系本／本文「雪驟」）などの説が提出されている。本論では、テキストとした中西進『万葉集 全訳注原文付』（講談社文庫）が採用している「雪驟・ユキノサワケル」とする解釈による。

⑫ 辰巳正明「雪の驟―人麿の皇子讚歌―」（『万葉集と中国文学 第二』（一九九三年、笠間書院））。

⑬ 東野治之「玉来の詩賦―藤原宇合棗賦に関連して―」（『続日本紀研究』一六七号、一九七三年六月）。

⑭ 『文選』の引用は、花房英樹 全訳漢文大系『文選 詩騷編』四（一九七四年、集英社）による。

⑮ 辰巳正明「近江朝文学史の課題」（『万葉集と中国文学 第二』（一九九三年、笠間書院））。

⑯ 島田裕子「雪の日の肆宴歌」（『セミナー万葉の歌人と作品』第八巻（二〇〇二年、和泉書院））。以下、島田氏の論は同論による。

⑰ 上田設夫「天平十八年肆宴歌」（『万葉集を学ぶ』第八集、一九七八年、有斐閣）。

⑱ 『懷風藻』の引用は、辰巳正明『懷風藻全注釈』（二〇一二年、笠間書院）による。

⑲ 『宋書』の引用は、中華書局本による。

⑳ 『文選』の引用は、小尾郊一 全訳漢文大系『文選 文章編』二（一九七四年、集英社）による。

㉑ 『全晋文』の引用は、『全上古三代秦漢三國六朝文』二（上海古籍出版）による。

- (22) 『全唐詩』の引用は、中華書局本による。以下の引用も同書による。
- (23) 『文心雕龍』の引用は、戸田浩暁『新釈漢文大系』『文心雕龍』上（一九七四年、明治書院）による。
- (24) 『古詩源』の引用は、内田泉之助『漢詩大系』『古詩源』上（一九六四年、集英社）による。
- (25) 六朝の柏梁詩は、たとえば宋・孝武帝の「華林都亭曲水聯句效柏梁体」（『芸文類聚』第五十六卷・雜文部二）、梁・武帝の「清暑殿聯句柏梁体」（『芸文類聚』第五十六卷・雜文部二）、梁・元帝の「宴清言殿作柏梁体」（『芸文類聚』第五十六卷・雜文部二）などがある。
- (26) 鈴木虎雄「柏梁台の聯句」『支那文学研究』（一九二五年、弘文堂書房）。
- (27) 六朝の聯句には、たとえば晋・謝道韞の「咏雪聯句」（晋詩・卷十三）「白雪紛紛何所似。（謝公）撒塩空中差可擬。（胡兒）未若柳絮因風起。（道韞）」や、晋・賈充の「與妻李夫人聯句 一云定情聯句」（晋詩・卷二）、梁・簡文帝の「曲水聯句詩」（『芸文類聚』第四卷・歲時中・三月三日）などがある。
- (28) 井上通泰『万葉集新考』第六卷（一九二八年、国民図書）。
- (29) 鴻巣盛広『万葉集全釈』、佐佐木信綱・尾上八郎担当『万葉集総釈』、佐佐木信綱『評釈万葉集』、日本古典文学全集『万葉集』、新編日本古典文学全集『万葉集』など。
- (30) 日本古典文学大系『万葉集』四（一九六二年、岩波書店）。
- (31) 『窪田空穂全集』第十九卷（一九六七年、角川書店）。
- (32) 伊藤博『万葉集釈注』第九卷（一九九八年、集英社）。